

京都市交通局共同企業体運用基準

(目的)

第1条 この基準は、京都市交通局契約規程第5条第2項及び同規程第25条第2項の規定に基づき京都市交通局（以下「局」という。）が発注する工事及び測量業務（以下「工事等」という。）に係る共同企業体の運用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において共同企業体とは、局が発注する特定の工事等を共同して施工し、又は履行することを目的として、発注する工事等ごとに結成する特定建設工事共同企業体をいう。

(対象工事等)

第3条 共同企業体により施工することができる工事は、次に掲げる工事のうち、工事の内容及び技術的特性等を総合的に勘案し、共同企業体による施工が適当と認められるものとする。

- (1) 予定価格がおおむね3億5千万円以上の土木工事
- (2) 予定価格がおおむね7億円以上の建築工事
- (3) 予定価格がおおむね3億円以上の管工事
- (4) 予定価格がおおむね3億円以上の電気工事
- (5) 通常の規模を大幅に上回るその他の工事

2 前項の規定にかかわらず、工事の内容及び技術的特性等を総合的に勘案し、共同企業体による施工が特に必要と認められるものについては、共同企業体により施工することができる。

3 共同企業体により履行することができる測量業務は、予定価格がおおむね5千万円以上の業務のうち、業務の内容及び技術的特性等を総合的に勘案し、共同企業体による履行が適当と認められるものとする。

(構成員の数)

第4条 共同企業体の構成員の数は、2又は3社とし、発注する工事等ごとに京都市交通局公営企業管理者（以下「管理者」という。）が定めるものとする。ただし、前条第1項各号に掲げる工事又は前条第3項の測量業務のうち、通常の規模を極めて大幅に上回るものであって、管理者が特に必要と認めるときは、円滑な共同施工又は履行の確保に支障が生じないと認められる場合に限り、5社までとすることができる。

(組合せ)

第5条 共同企業体の構成員の組合せは、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 発注する工事等に対応する工事等の種別について、局の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）の参加資格を有する者の組合せであること。
- (2) 発注する工事に対応する工事種別に等級区分があるときは、最上位の等級に格

付されている者の組合せであること、又は構成員のいずれかが最上位の等級に、他の構成員が次順位の等級にそれぞれ格付されている者の組合せであること。この場合において、次順位の等級に格付されている者の数は、総構成員の2分の1を上回ってはならないこと。

(構成員の要件)

第6条 共同企業体のすべての構成員は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 発注する工事等を構成する一部の工種又は業務を含む工事等について元請としての施工又は履行の実績があり、かつ、当該工事等と同種の工事等を施工し、又は履行した実績を有する者であること。ただし、管理者が発注する工事等について施工又は履行の実績に関する要件を定めた場合にあっては、その要件を満たす者であること。
- (2) 工事においては、発注する工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有している営業年数が5年以上あることとし、測量業務においては、当該業務に係る営業年数が5年以上であること。ただし、相当の施工又は履行の実績を有し、円滑な共同の施工又は履行の確保が可能と認められるときは、当該許可を有しての営業年数又は当該業務に係る営業年数が5年未満であってもこれを5年以上あるものとして取り扱うことができるものとする。
- (3) 工事においては、発注する工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事に専任（特例監理技術者（建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者をいう。）にあっては、兼任で配置することができることとし、測量業務においては、当該業務に対応する主任技術者をいずれかの構成員が専任で、他の構成員が兼任で配置することができること。

(構成員の重複の禁止)

第7条 共同企業体の構成員は、発注する工事等に係る2以上の共同企業体の構成員となることができない。

(結成方法)

第8条 共同企業体の結成は、自主結成によることとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、契約の方法によって自主結成により難しいときは、予備指名によることとする。
- 3 前項の規定による予備指名を受けた者は、共同企業体の結成を辞退することができる。

この場合において、共同企業体の結成を辞退した者に対しては、それを理由として不利益な取扱いはしないものとする。

(出資比率の要件)

第9条 共同企業体のすべての構成員が、均等割の2分の1以上の出資比率であるものとする。ただし、異なる工事種別の構成員で結成する共同企業体（以下「異工種共同企業体」という。）については、適用しない。

(代表者の要件)

第10条 共同企業体の代表者は、より大きな施工能力を有する者とする。ただし、異なる等級に格付されている者の組合せであるときは、上位の等級に格付されている者であるものとする。

2 共同企業体の代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。ただし、異工種共同企業体については、この限りでない。

(資格の審査等)

第11条 管理者は、共同企業体を発注する工事等の契約の相手方としようとするときは、その旨及び次の掲げる事項を公告するものとする。

(1) 共同企業体による工事等である旨及び当該工事等の名称

(2) 工事場所等

(3) 工事等の概要

(4) 申請書類の受付期間及び受付場所

(5) 共同企業体の構成員の数、組合せ、構成員の要件、出資比率の要件及び代表者の要件

(6) その他管理者が必要と認める事項

2 第8条第2項の規定による予備指名によるときは、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる事項を予備指名した者に対し通知する。

3 共同企業体は、第1項の規定による公告があったとき、又は前項の規定による通知があったときは、管理者が定める期間内に、管理者が定める書類を提出して管理者に対して資格の審査を申請しなければならない。

4 管理者は、前項の規定による申請があったときは、申請者が競争入札に参加する資格を有するかどうかについて審査する。この場合において、審査の結果、資格を有すると認めた共同企業体については、当該共同企業体の代表者と同一の資格を有するものとする。

5 管理者は、前項の規定による審査の結果、資格がないと認めた共同企業体については、その代表者に対してその旨を通知する。

(適正な施工又は履行の確保)

第12条 共同企業体は、各構成員間の相互の信頼と協調のもとに、本基準、協定書、契約書及びその他関係法令等の定めるところにより、発注した工事等を共同の責任で円滑かつ適正に施工し、又は履行しなければならない。

(委任)

第13条 この基準に定めるもののほか、共同企業体の運用に関し必要な事項は、管理者が定めるものとする。

附 則

この基準は、平成6年5月2日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年6月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日決定）

（施行期日）

1 この基準は、平成30年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この基準の規定は、この基準の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則（令和3年9月17日決定）

（施行期日）

1 この基準は、令和3年10月1日から施行する。

（適用区分）

2 この運用基準による改正後の京都市交通局共同企業体運用基準の規定は、この運用基準の施行の日以後に行われる入札その他の契約の申込みに係る契約について適用する。

附 則（令和5年3月15日決定）

この基準は、令和5年4月1日から施行する。